■建築物の解体等におけるアスベストの飛散防止に関すること。(アスベスト飛散防止対策部会)

取組項目	部会の役割	令和2年度の取組結果と令和3年度の取組予定
①市有建築物の管理におけるア	施設管理者向けマニュアルの策定	【資料3一②】
スベストの飛散防止	煙突を有する施設の調査及び結果に基づく対応	【資料3一③】
②民間建築物の解体等におけるアスベストの飛散防止	建設リサイクル法等による解体等工事に係る部局間連携 の取組み	【資料3一④】
③災害時のアスベスト飛散防止	災害時における対応の研究	【資料3一⑤】

■ アスベスト対策における市民の健康に関すること。(アスベスト健康対策部会)

取組項目	部会の役割	令和2年度の取組結果と令和3年度の取組予定
	受診勧奨及び広報活動の取組み	
④市民の健康を守るための施策	検診受診者の健康管理の支援に係る取組み	【資料3一⑥】
	制度の周知に関する取組み	

■アスベストに係る知識の普及·啓発に関すること。(アスベスト啓発検討部会)

取組項目	部会の役割	令和2年度の取組結果と令和3年度の取組予定
⑤アスベストに関する知識の普 及・啓発	啓発方法・内容等に関する取組み	【資料3一⑦】

マニュアルの策定について

市有建築物におけるアスベスト飛散を防ぐため、施設管理者(指定管理者を含む)が建物内アスベスト含有建材使用箇所を把握し、定期点検により劣化や損傷などを早期に発見できるよう策定した点検マニュアルを増補改訂し、解体・改修等工事の章を加えた「堺市公共建築物等におけるアスベスト含有建材点検・管理マニュアル(以下、「点検・管理マニュアル」と言う)」を策定

「堺市公共建築物におけるアスベスト含有建材の 点検マニュアル」項目(平成30年6月策定)

	目 次	
1.	はじめに	P1
2.	刘豢施設	P1
3.	アスベストとは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
4.	対象となるアスベスト含有建材・・・・・・・・・	P1
5.	アスベスト含有建材と使用場所 ・・・・・・・・・	P2
6.	アスベスト含有建材のアスベストの飛散性 ・・・・・・	P5
7.	アスベスト含有建材の対応 ・・・・・・・・・	P5
8.	アスベスト含有調査の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P6
9.	アスベスト含有建材の管理方法 ・・・・・・・・・	P10
10.	アスベスト含有建材の劣化状況の確認 ・・・・・・・・	P11
11.	定期的な点検と記録	P12
12.	改修工事等の計画及び実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P13
13,	解体、改修工事等を行う際の注意事項 ・・・・・・・・	P13
14.	引継ぎ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P13
(参考	1)	
	陽係法令	P14
2.	参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P16
3.	アスベスト含有建材の取り扱いに関する Q&A ・・・・・	P17~18

令和2年度

堺市公共建築物におけるアス ベスト含有建材点検マニュアル に基づく点検実施及び解体・改 修等の留意事項について(通 知)を各局(区)総務担当課長へ 送付

各局(区)所管施設の管理者 へ管理施設の定期的な点検と 「アスベスト対策記録表」への計 画的な記録の実施、解体・改修 等の留意事項について周知を 依頼

点検・管理マニュアル
・関係法令改正に伴う改訂
(規制対象の拡大、事前調査の法定化など)
・解体・改修等工事に係る章を増補

「堺市公共建築物等におけるアスベスト含有建材 点検・管理マニュアル」項目(令和3年3月策定)

FF 10 1
第1章 総 則 P2
1 このマニュアルの取扱い P2
2 アスベスト含有建材 P2
(1)アスベストとは
(2)対象となるアスベスト含有建材 P2
(3)アスベスト含有建材と使用場所P2
(4)アスベスト含有建材のアスベストの飛散性 P5
第2章 日常の管理上の取扱い P6
1 レベルによる取扱い P6
(1)アスベスト含有吹付け材(レベル1) P6
(2)アスベスト含有保温材等(レベル2)P6
(3)アスベスト含有成形板等(レベル3)P6
2 アスベスト含有建材の調査 P7
3 アスベスト含有建材の管理方法 P8
(1)施設管理者の対応 P8
【フロー1 アスベスト含有調査実施フロー】P9
【フロー2 アスベスト含有建材の管理方法フロー】P10
(2)アスベスト含有建材の劣化状況の確認P11
(3)アスベスト含有建材の損傷等の対応P12
(4)定期的な点検と記録P13
(5) 改修等工事の計画及び実施P14
(6)引継ぎP14
第3章 解体·改修等工事P15
1 事前調査P15
(1)事前調査の対象工事P15
(2)事前調査の流れP16
2 工事に関する手続P17
(1)大気汚染防止法・大阪府生活環境の保全等に関する条例P17
(2)大気汚染防止法の主な改正点(令和2年6月5日公布)P17
3 法令に基づく手続の詳細P20
(1)大気汚染防止法・大阪府条例に基づく手続P20
(2)周辺住民等への工事内容の周知P20
(3)届出手続についてP21
(4)解体·改修等工事の発注の際の注意事項P22
4 廃棄物処理法に基づくアスベストを含有する廃棄物の処理P23
【資料】P25

市有建築物の煙突について

煙突に使用されるアスベスト含有断熱材はレベル2建材であり、著しい損傷や劣化がない場合はアスベストの飛散性は低いものとされているが、次の対策を講じ、適切に対応

- ○建設年度から「みなし」でアスベスト含有としていた煙突について、全件分析調査を行った
- ○アスベスト含有の断熱材を使用しており、煙突として使用中のものは、施設の運営状況を踏まえ計画的な改修を検討
- ○アスベスト含有(みなしを含む)の断熱材を使用しており、煙突として使用していないものについては、平成29年度に囲い込みの措置を講じた

含有が判明した使用中の煙突

改修に係る取組み・計画

局	所管課	含有が判明した使用中煙突の施設	分析調査 年度	改修に係る取組み・計画
総務局	総務課	本庁舎 高層館	H30年度	令和3年度に改修に係る技術的工法等の検討を進めるために事前調査を実施予定 調査結果を踏まえ、次年度以降、基本(実施)設計・改修工事を順次実施予定
文化観光局	スポーツ施設課	金岡公園体育館 自家発電用	H30年度	改修に係る技術的工法等について調査・検討中であり、今後検討結果を踏まえて改修を計画
文化観光局	スポーツ施設課	金岡公園体育館 空調用	H30年度	改修に係る技術的工法等について調査・検討中であり、今後検討結果を踏まえて改修を計画
健康福祉局	長寿支援課	北老人福祉センター	H30年度	令和6年度に入浴事業廃止予定であり、それに合わせて改修予定
健康福祉局	長寿支援課	堺老人福祉センター	H30年度	令和6年度に入浴事業廃止予定であり、それに合わせて改修予定
健康福祉局	長寿支援課	布袋温泉	H29年度	令和6年度までに工事の時期を検討し、令和7年度以降に工事実施予定
上下水道局	三宝水再生センター	浜寺下水ポンプ場	H29年度	令和2~4年度にかけて、煙突切替し、旧煙突の封じ込め工事を実施予定

※含有の煙突があった「西保健センター」:「鳳保健文化センター改修工事」により令和2年度改修完了

今後の取組み

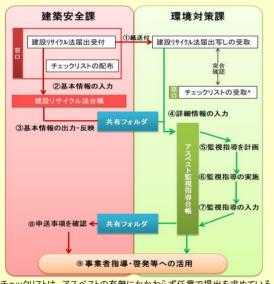
▶ 施設運営·管理上の支障を考慮しながら、技術的な工法等の検討を行い、調査、設計及び対策工事を行っていく

民間建築物の飛散防止対策

大気汚染防止法、建設リサイクル法の各所管部局間で連携を図り、解体等工事における民間事業者の指導を行う また、民間建築物の所有者等が行うアスベストの分析調査及び除去等工事に係る補助制度の活用を継続して啓発

令和2年度

■解体等工事現場への立入等による監視指導の実施



※チェックリストは、アスベストの有無にかかわらず任意で提出を求めている。 事業者自らがアスベスト調査結果や事前調査書面の作成日、掲示板の設置 予定日等を記入することで遺漏防止を図っている。

- ▶ 建築安全課が所管する建設リサイクル法における解体工事(床面積80㎡以上) 等の届出事項に基づき、環境対策課が監視指導を計画
- ▶ 環境対策課が、床面積80㎡以上の全ての解体工事現場への立入等により監視 指導を行うことで、解体工事現場からのアスベスト飛散防止を図る。

【令和2年度実績】

建設リサイクル法届出件数	1,371
解体工事等監視指導対象件数 (届出件数から新築等460件を除いた件数)	911
確認済み件数	885
対象件数のうち令和3年度に実施予定数	26

■吹付けアスベストの含有調査及び除去等工事への補助

▶ 令和2年度補助実績 含有調査 1件 除去工事 0件

令和3年度

- ▶ 所管部局間での連携を持続し、解体等工事における立入等による監視指導(※)を継続して実施
- ▶ 吹付けアスベストの含有調査及び除去等工事に係る補助事業の周知・啓発を図る
- ▶ 既存建築物におけるアスベスト飛散防止に向けた対応の検討

(※)令和4年4月1日から、解体等工事に係るアスベスト含有事前調査結果の本市への報告が義務化されるため、その情報に基づく計画的な監視指導を予定

災害時における対策

災害時には、アスベスト含有建材を使用した建築物の倒壊・損壊時、解体時及び建材の廃棄時にアスベストの飛散によるばく露を 防止するため、次のような取組みを推進

- ①アスベスト使用建築物の情報収集及び台帳整備(公共建築物・民間建築物)
 - ・把握の対象は、建築物等の倒壊・損壊により露出した場合に飛散のおそれが高いレベル1建材を最優先とする
 - ・アスベスト台帳の整備として、アスベスト使用建築物の位置情報等を収集し、データを整理
- ②災害時の飛散・ばく露防止体制
 - ・平常時の備えから解体等工事、処理に至る段階ごとに実施すべき事項を、関連計画等と総括的に整合させ、また災害対応で支援を受ける専門団体等のノウハウや体制を反映させて、マニュアルを策定する

令和2年度

対策	取組み
建築物等の情報収集	アスベスト使用建築物の情報収集
台帳整備	民間建築物に係る調査結果を台帳等に反映
体制の整備	災害時におけるアスベスト飛散防止対策について、対応方針を研究

令和3年度

	対策	取組み
建築物	物等の情報収集	アスベスト使用建築物の情報収集(継続)
台帳整	整備	民間建築物に係る調査結果を台帳等に反映(継続)
体制の	D整備	災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアルを専門分野の事業者への業務委託(情報収集・整理等)も活用して策定

市民の健康を守るための施策

環境省が実施する「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」が、令和2年度から「石綿読影の精度に係る調査」に移行したことに伴い、 当調査に参加する形で「堺市石綿検診」を実施。併せて、令和2年度に作成したアスベスト健康手帳(改訂版)を検診受診者に配布するこ とにより、対象者の自主的・継続的な健康管理意識の向上を図る。また、環境省からの委託を受けて行う「石綿健康被害救済制度」につい て、対象者に適切な情報を提供

令和2年度

石綿検診の受診勧奨・広報

- ▶環境省と「石綿読影の精度に係る調査」受託事務に係る契約を締結し、「堺市石綿検診」を実施
- ▶本市ホームページに加え、広報さかい9月号へ掲載 石綿検診申込者数(平成29~令和元年度:143名 令和2年度:46名)
- ▶「肺がん・結核検診」会場(9月)において石綿検診案内チラシを配架
- ▶「中皮腫・アスベスト患者と家族の会」主催の講演会(3月)において検診制度の広報周知

検診受診者の健康管理の支援

▶検診受診者に対し、自主的・継続的な健康管理を支援するため「アスベスト健康手帳」を配布

「石綿健康被害救済制度」の周知

▶市ホームページに加え、広報さかい6月、12月号へ掲載(9月、3月号は広報さかいの紙面都合で見送り)

令和3年度

- ▶環境省と「石綿読影の精度に係る調査」受託事務に係る契約を締結し、「堺市石綿検診」を実施(継続)
- ▶ 「石綿読影の精度に係る調査」の内容に即したアスベスト健康手帳(改訂版)を新規検診受診者に配布
- ▶石綿健康被害救済制度については、継続し、広報、周知を行う

市民等へのアスベストに関する知識の普及・啓発等の実施について

市民、事業者、職員など多様な対象者に対して、大気汚染防止法、石綿障害予防規則等の法令改正を踏まえ、それぞれ対象者に応じた研修会、説明会、講演会等によりアスベストに関する正しい知識の普及・啓発や職員の人材育成を図る(開催時期等については、コロナ禍にある状況を鑑み、慎重に検討)

また、新たな取組として学校教育におけるアスベスト教育のカリキュラムを推進

令和2年度 ————————	
啓発•研修	周知・啓発内容と方法について
市民・事業者等への啓発	・広報さかい1月号に、アスベスト関連啓発記事掲載 ・改正大気汚染防止法、改正石綿障害予防規則の概要について市HPに掲載
市民・事業者等へのアスベスト研修会	解体工事等に係る関係法令遵守に関する研修会 (新型コロナの影響により中止し、研修会資料を市HPに掲載)
庁内への研修	テーマと方法について
建築物石綿含有建材調査者 資格取得者による人材育成	・資格取得者による受講(受験)予定者への研修を勉強会形式で実施 ・資格取得者による伝達研修会(新型コロナの影響により中止)の研修資料を庁内HPに 掲載

令和3年度

- →アスベストに関する正しい知識の普及・啓発、職員の人材育成のため、市民、事業者、職員等に対して取組を継続し、研修会等を 実施予定(開催時期等については、慎重に検討)
- ▶学校教育におけるアスベスト教育に係る今後の取組として、令和3年度から小学6年生中学2年生のがん教育の一環として開始予定